

連載66

内海善雄の
(ITU前事務総局長)

やぶ睨み
「ネット社会」論

「表現の自由を侵すな」というパラドックス

クレタ人であるエピメデスが「クレタ人はいつも嘘をつく」と言った。クレタ人がいつも嘘をつくのであれば「クレタ人はいつも嘘をつく」は嘘になる。一体何が正しいのか？「エピメデスのパラドックス」として有名な聖書の一節（テトスへの手紙）である。

「怪しからん新聞を潰せ」との国会議員の発言に一齐にマスコミから批判があがった。民主主義の根幹である報道を担う新聞を潰せとの発言は、憲法の精神を無視した暴言であり、議員としての資質がないと言わざるをえない。反対党からの批判に限らず、自党からも叱責を受け、役職の剥奪などの党内処分をされたが、それは、当然のことであろう。

違和感のある金太郎節の一齐批判

しかし、報道機関から一齐になされた金太郎節の批判には違和感を感じた。報道機関にはすべて言論の自由があるように誤解されている。

さらに憲法で保障されているからといって、人は何を言っても良いわけではない。報道機関も、然りである。

筆者は、四十五年前、シカゴ大学大学院で政治学者ストアリング教授の「言論の自由」という講義を受けたことがある。一七九一年に制定された米国憲法修正条項が、時代の変遷のもとにどのようにその運用が変化していったか、という内容であった。

膨大な裁判記録を読破することが前提の講義だったので、語学力の低い留学生にはきわめて難解だった。しかし、劇場で「火事だ」と虚言を発して混乱に陥れるような言論の自由はないという古典的な素朴な考え方から、「重大かつ現実の脅威」を避けるためには、



「新聞社を潰せ」発言の背景も問うべきだ

郎節の如き批判には、多少の違和感を感じる。なぜなら、「民主主義の根幹である表現の自由を侵すな」と、表現の自由により選ばれた議員の表現の自由を否定しているからである。そこにはエピメデスのパラドックスに似た自己矛盾がある（ちなみに憲法は、五十一条で国会議員に「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」と明記して、議会での表現の自由を特に保障している）。

政治家の発言報道に接して、多くの人は記事を捏造した新聞のことを思い出したに違いない。発言は、決して適切なものではないが、多くの人の気持ちを代弁した面があることを否定はできないだろう。もしそうならば、この政治家の表現の自由も確保されなければ、まさに、民主主義の根幹が危うくなる。さらに、違和感にはもう一つの側面がある。それは、発言が言論の自由を侵す許しがたいものだという報道はあっても、そのような発言をさせた原因や理由を解説する報道がないこととの異様さである。犯罪報道には必ず動機の報道や解説がつく。政治家の発言を、あた

言論は制限されるという考え方へ発展したと、そして、その時代時代の社会的な背景や考え方で言論の自由が変化していった事実があることだけは理解できた。ちょうど日本国憲法九条の解釈が変化していったのと同じである。

当時は、報道機関の自由というものに特別の興味もなかったが、今になって思えば、もう少し真剣に教授の講義を聞いておけばよかったと悔やまれる。

何のための表現の自由か

日本では言論の自由が保障されて、まだ六十年余りの歴史しかない。また、英米法体系とは異なり、判例の蓄積も少ない。したがって、報道機関の言論の自由に関する考え方も未発達で、あたかも神聖不可侵の権利のように思われるのもしかたがない。

しかし、「読者を一定の方向に導くために、記事を捏造してもよいのか？」と問えば、誰もが否定する。報道機関には一〇〇%の自由がないことは明らかであるが、どこまで自由なのか社会に共通の認識があるとはとても思えない。そんな中で報道機関が、「圧力をかけた」と付和雷同の政治家バッシングをするだけでは説得力に欠ける。表現の自由で守ろうとしている価値は一体何なのか、その責務を報道機関がどのように果たしているのかということ

かも犯罪のように糾弾するのに、その動機の解説がないのはいかにも不自然である。

言論機関の反発を招き、自己に火の粉が及ぶような発言を敢えてする背景は必ずあるはずである。多くの人が現在のマスコミ報道に満足してはいないことを考えると、なおさら動機や理由の議論があってもよいと思う。

神聖不可侵ではない表現の自由

報道機関には、一律に神聖不可侵な表現の自由があると思いがちだが、実は、NHKや民間放送局には、放送法によって、不偏不党中立でなければならぬ義務（放送法三条）が明記されている。何が不偏不党で、中立なのか大変難しいが、とにかく放送局は、これらの観点から言論の自由が制限されているのである（放送法の当該条項が憲法違反であるとして争われたことはない）。

一方、新聞には、何の規制もない。各紙に「社説」の欄があるように、むしろ、他とは異なる自説を主張するのが特徴である。新聞と放送では、同じ報道機関であっても、その性格や責務は、大きく異なるのである。しかし、この大きな差異は認識されることなく、

解説して初めて多くの国民は納得できるのではないか。

昨今は、ネットとテレビで報道記事はほとんど間に合う。新聞購読者が激減し、紙面の大半は広告と家庭記事である。ネット社会の進展の中で、既存メディアのあり方が大きく問われている。皮肉な言い方だが、「潰せ」と言われた新聞社は、多大な影響力を認められたわけだから、勲章ものだともいえる。

注目すべきは、米国での動きである。FCC（連邦通信委員会）は、放送局の不偏不党の義務を廃止して自由放任にしたほうが価値の多様性が図られると、大きく政策変更した。一方、ネットには強く中立性を要求する決定を行っている。これは、主役の交代ともいえる変化である。

このような中で、日本の報道機関が「報道の自由」のみを闇雲に主張しているだけでは時代から取り残されてしまうのではないかと、伸び伸びと議論できる雰囲気を作らなければならない。批判に耳を傾けるということが必要だと思う。



内海善雄（うつみ よしお）

1942年香川県高松市生まれ。東京大学工学部卒業。66年郵政省通信政策課長。88年ITU（国際電気通信連合）理事。現在、IEEE名誉会長。大分県立大学名誉教授。東芝電機株式会社取締役。通信政策を長く担当。ITU（国際電気通信連合）理事。現在、IEEE名誉会長。